

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
アジアヘッドクォーター特区	14	外国人医師の規制緩和	○ 医師免許互換制度の規制緩和 ・総合特区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	医師法	厚生労働省 医政局医事課	東京都の①から④までの要望について引き続き協議中 【事務局注:「東京都の①から④までの要望」は下記のとおり】 ①「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認めること ② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること ③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) ④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること	①から④までの要望について引き続き、指定自治体に協議を行う予定	今後も東京都との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、可能な限り早期に協議を終了できるように努める。	
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	127	リハビリテーション事業所における地域の包括的 疾病予防・介護 予防拠点の創設	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定(介護予防)通所リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定 地方公共団体の長が認めるものであれば、指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第12条、第22条の12等	厚生労働省 老健局 老人保健課	提案自治体から、提案を取り下げる旨、連絡があり、協議を終了した。	協議自体は終了	-	
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	道路運送法の許可の条件付き緩和	特区内においては、新大阪や開空に代表される交通ターミナル等スポーツ的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	道路運送法第20条	国土交通省 自動車局 旅客課	和歌山県内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者(公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている事業者に限る。)が、和歌山県への滞在を主たる目的とする旅客を輸送する場合、総実車距離の1/2以上が同県内の輸送となる旅客運送に限る等の条件を付した上で、平成28年3月31日までの期間限定で、関西国際空港の存する区域を営業区域として設定することができるよう、平成26年3月25日付け通達にて措置。	関西国際空港の存する区域については協議終了。 (平成28年以降の取扱い及びその他の区域については必要に応じ協議。)	関西国際空港の存する区域については協議終了。 (平成28年以降の取扱い及びその他の区域については必要に応じ協議。)	

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	546	圧縮水素運送 自動車用複合 容器の安全弁 に熱作動式安 全弁(ガラス球 式)を追加する ための付属品の 例示基準の改 正	安全弁として、溶栓式安全弁に加え高圧への対応性に優れる熱作動式安全弁を使用可能とする。	容器保安規則及び関係例示基準	経済産業省	圧縮水素運送自動車用複合容器の技術基準にあつては、安全弁は溶栓式に限って例示されている。溶栓式ではない熱作動式安全弁についても使用しやすくなるよう容器関係例示基準を改正する予定であったが、平成26年10月の水素トレーラー炎上事故を踏まえ、炎上事故対応を含めた水素トレーラー全体の安全性の検討を業界団体で行うことになった。平成26年10月の水素トレーラー炎上事故対応を含めた検討には時間がかかることから、業界団体にて時期尚早と整理されたため、省庁としての検討を終了する。	-	-	